

春野あじさい会館エレベーター 改修工事

No.	名 称	No.	名 称
E-01	特記仕様書(1)	E-08	改修後 2階工事範囲・電気設備平面図
E-02	特記仕様書(2)	E-09	乗り場正面図・昇降路平面図（1）
E-03	エレベーター設備工事特記仕様書	E-10	昇降路平面図（2）
E-04	工事概要・配置図・付近見取図	E-11	昇降路断面図
E-05	改修前 1階工事範囲・電気設備平面図	E-12	かご室意匠図
E-06	改修前 2階工事範囲・電気設備平面図	E-13	機器・配管撤去・電気設備撤去・更新図
E-07	改修後 1階工事範囲・電気設備平面図		

春野あじさい会館エレベーター改修工事				特記仕様書			
Ⅰ 工 事 概 要							
1. 工事場所 2. 建物概要							
建物名称		構造	階数	建築基準法に基づく 延べ面積	主要用途	消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域
春野あじさい会館		RC	2	3621.81㎡		(7)項	
備考							
3. 工事種目							
館内							
エレベーター設備		一式					
撤去工事		一式					
発生材処理		一式					
4. 関連工事等							
・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事							
5. 概成工期							
・ 完成期限の（ ）日前 （ 令和 年 月 日 ）							
6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）							
Ⅱ 設 備 工 事 仕 様							
1. 特記仕様							
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。							
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。							
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。							
2. 適用基準等							
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の以下による。							
※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版							
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版							
※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版							
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版							
給水外線工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。							
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について							
・ 対象（ ・ 発注者指定型 ⊙ 受注者希望型 ）							
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする							
「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事実施要領（営繕工事編）」による。							
（https://www.city.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html）							
・ 対象外（理由： ・ 現場施工日数が30日未満の工事ため ）							
項 目		特 記 事 項					
一般共通事項							
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・ 給水装置新設分担金						
② 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(諸費金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]						
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]						
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]						
5 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]						
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]						
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4] また、毎月ごとに出來高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。						
⑧ 工事写真	工事写真はA版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版台紙） 撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。						
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。						
⑩ 電気保安技術者	適用する(1.3.2) [1.3.2]						
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ (1.3.3)、[1.3.3] (1) (7) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ⊙ 図示 その他の施工条件 ○資機材等の搬入出時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ○施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議すること。						
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事事物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事竣工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。						
⑬ 契約保証	※ 金銭的保証方式						
⑭ 前払金支出割合区分補正	・ 有 ⊙ 無						
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員その他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。						

特記事項		項目		特記事項	
配置人員の資格		⑳ 統括安全衛生管理義務者の指名		⑬ 養生材の処理	
・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。					
※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。					
資格要件					
1、2級交通誘導警備検定合格者 （交通誘導警備員A）		交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したものの		人	
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 （交通誘導警備員B）		警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経年数）が1年以上であるもの		人	
なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。					
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。					
労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]					
産業廃棄物の選搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。					
産業廃棄物の選搬成いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。					
自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。）					
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。					
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。					
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。					
また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。					
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。					
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。					
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。					
・ 引き渡しを要するもの（ ・ ）					
・ 現場再利用を図るもの（ ・ ）					
※ 再生資源化を図るもの（ ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート ）					
※ 有価物処理を図るもの（ ※ 金属 ）					
有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。					
・ 特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・ PCB使用機器 ）					
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。					
・ フロン類の回収・破壊を図るもの（ ・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵庫冷凍機器 ）					
フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理表及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。					
・ 特殊な建設副産物（ ・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式燃感知器 ・ ）					
開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。					
イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。					
＜せっこうボードの処理方法＞					
ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理					
・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託					
石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理					
・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化(1.3.9) [1.9.1]					
再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。					
a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacio.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。					
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。					
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。					
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。					
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。					
事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3>					
貸与資料 ※有 ⊙ 既存の設計図書 ・ 無 <6.1.3>					
分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。					
・ 行う（調査材料使用部位 調査材料名 検体数 ）					
分析方法 ※定性分析					
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。					
※ 別契約の受注者にて実施					
温度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。					
・ 本工事にて実施					
化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のける資料を監督職員に提出し承諾を受ける。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。					
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、測定時期、測定対象室については監督職員と協議する。					
測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。					
測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン					
※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン					
測定箇所（ ・ ）箇所 測定時期 ※完成前 ・ 着手前					
測定対象室（ ・ ）					
⑰ グリーン購入法					
⑱ 設備機材等					

項目		特記事項	
⑳ 特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。	
㉑ 技能士の適用		本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空調機器施工 (1.5.2) [1.6.2]	
㉒ 完成時の提出物		公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.11.1] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（A4版） 1部 ※ 要 ・ 不要 （完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ⊙ 要 ・ 不要 c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ・ 要 ⊙ 不要 f) 工具類（ ・ 鉄鍍蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ・ ）	
㉓ 建築物等の利用に関する説明書		作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_kentikubuturiyoutebiki.html ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.11.3]	
㉔ 取扱い説明		完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.11.3]	
㉕ 不当要求等への対応		暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届けなければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	
㉖ 不正軽油の使用の禁止		a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、水素等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。	
㉗ 消防計画		工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	
㉘ 工事用水・電力		構内既存の施設（用水） ⊙ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設（電力） ⊙ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)～e)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上a)～e)にd)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四面電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	
㉙ 仮囲い		※別契約工事 ⊙ 図示	
㉚ 砂利地業		原則として再生クラッシュランを使用する。	
㉛ 保護砂		原則として再生砂を使用する。 その場合、六面クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること（0.05mg/L以下）を確認し監督職員に提出すること。	
㉜ 埋戻し		※ 掘削良質土 ・ 砕石	
㉝ 建設発生土の処理		※ 構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutsusaki.html)	
㉞ 電気主任技術者への報告		電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。	
㉟ 工事特殊性		受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。	

工 事 名		係		係 長		課長補佐		課 長		図 面 番 号	
春野あじさい会館エレベーター改修工事										E - 01	
図 面 名		特記仕様書（1）		更新日		2024.04.01		作 図		年 月 日	

高知市 都市建設部 公共建築課

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		機 器 取 付 高																																																															
電気設備特記仕様																																																																							
①	機材	メーカーリストによる。		20	非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。		<table><tr><td>接地用端子箱</td><td>地上、床～中心</td><td>500</td></tr><tr><td>雷保護接地端子箱</td><td>床～下端</td><td>800</td></tr><tr><td>接地極埋設標</td><td>地上～中心</td><td>600</td></tr><tr><td>室内端子盤（廊下、室内）</td><td>床～下端</td><td>300</td></tr><tr><td>中間端子盤（E P S、電気室）</td><td>床～中心</td><td>1,500</td></tr><tr><td>親時計</td><td>床～中心</td><td>1,500（上端1,900以下）</td></tr><tr><td>子時計、スピーカ</td><td>床～中心</td><td>（天井高）×0.9 ※2</td></tr><tr><td>アッチネータ</td><td>床～中心</td><td>1,300</td></tr><tr><td>インターホン</td><td>床～中心</td><td>1,300</td></tr><tr><td>外部受付用インターホン子機</td><td>床～中心</td><td>※1</td></tr><tr><td>呼出ボタン（バリアフリートイレ）</td><td>床～中心</td><td>※1</td></tr><tr><td>復帰ボタン（バリアフリートイレ）</td><td>床～中心</td><td>1,800</td></tr><tr><td>廊下表示灯（バリアフリートイレ）</td><td>床～中心</td><td>2,000</td></tr><tr><td>テレビ機器収容箱</td><td>床～中心</td><td>1,800</td></tr><tr><td>火報受信機（複合盤）</td><td>床～操作部</td><td>800～1,500</td></tr><tr><td>副受信機</td><td>床～中心</td><td>1,500</td></tr><tr><td>火報総合盤</td><td>床～中心</td><td>800～1,500</td></tr><tr><td>ガス漏れ検知器（L Pガス）</td><td>床～中心</td><td>300</td></tr><tr><td>ガス漏れ検知器（都市ガス）</td><td>天井面～中心</td><td>（天井面）～200</td></tr></table> 備考 ※1 別途監督職員と協議すること。 ※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。							接地用端子箱	地上、床～中心	500	雷保護接地端子箱	床～下端	800	接地極埋設標	地上～中心	600	室内端子盤（廊下、室内）	床～下端	300	中間端子盤（E P S、電気室）	床～中心	1,500	親時計	床～中心	1,500（上端1,900以下）	子時計、スピーカ	床～中心	（天井高）×0.9 ※2	アッチネータ	床～中心	1,300	インターホン	床～中心	1,300	外部受付用インターホン子機	床～中心	※1	呼出ボタン（バリアフリートイレ）	床～中心	※1	復帰ボタン（バリアフリートイレ）	床～中心	1,800	廊下表示灯（バリアフリートイレ）	床～中心	2,000	テレビ機器収容箱	床～中心	1,800	火報受信機（複合盤）	床～操作部	800～1,500	副受信機	床～中心	1,500	火報総合盤	床～中心	800～1,500	ガス漏れ検知器（L Pガス）	床～中心	300	ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）～200
	接地用端子箱	地上、床～中心	500																																																																				
	雷保護接地端子箱	床～下端	800																																																																				
	接地極埋設標	地上～中心	600																																																																				
	室内端子盤（廊下、室内）	床～下端	300																																																																				
	中間端子盤（E P S、電気室）	床～中心	1,500																																																																				
	親時計	床～中心	1,500（上端1,900以下）																																																																				
	子時計、スピーカ	床～中心	（天井高）×0.9 ※2																																																																				
	アッチネータ	床～中心	1,300																																																																				
	インターホン	床～中心	1,300																																																																				
外部受付用インターホン子機	床～中心	※1																																																																					
呼出ボタン（バリアフリートイレ）	床～中心	※1																																																																					
復帰ボタン（バリアフリートイレ）	床～中心	1,800																																																																					
廊下表示灯（バリアフリートイレ）	床～中心	2,000																																																																					
テレビ機器収容箱	床～中心	1,800																																																																					
火報受信機（複合盤）	床～操作部	800～1,500																																																																					
副受信機	床～中心	1,500																																																																					
火報総合盤	床～中心	800～1,500																																																																					
ガス漏れ検知器（L Pガス）	床～中心	300																																																																					
ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）～200																																																																					
2	他工事との取り合い	はり貫通部の スリーブ ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事		21	一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定（ 100%点灯時（ ※夜間 ・昼間 ） ・ 昼光率（ 調光制御点灯時（ ※夜間 ※昼間 ） ） ※照度測定基準：JIS 0 7612に準じて行うこと。																																																																	
		自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーヒンジ ・本工事 ※ 別途工事		22	受変電設備	・ 電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ S06制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																																																	
		天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事） ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く		23	テレビ共同受信設備	分岐器、分配器、直列ユニットはC S ・ B S ・ U H F共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要 （a）受信レベル （b）ビット誤り率（BER） （c）変調誤差比（MER） （d）受信面質 ※ 測定内容に関しては、監督職員と協議すること。																																																																	
		天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事）		24	構内埋設線路	埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 舗装道路 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																																																	
		軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 ・ 別途工事		25	ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																																																	
		埋込型分電盤、端子盤等の 仮 枠 ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事		26	耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」 による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の種類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 重要機器 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他（ ）																																																																	
		照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※本工事 ・ 別途工事				局部震度法による建築設備機器（水槽を除く）の設計用標準水平震度																																																																	
		屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ビット（ふたを含む） ・ 本工事 ※ 別途工事				<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="2">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th>一般の施設</th></tr><tr><td></td><td>重要機器</td><td>一般機器</td><td>重要機器</td><td>一般機器</td></tr><tr><td>耐震クラス</td><td>S</td><td>A</td><td colspan="2">B</td></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></table> 備考 （ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。		設置場所	耐震安全性の分類		特定の施設	一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																		
	設置場所	耐震安全性の分類																																																																					
		特定の施設	一般の施設																																																																				
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																			
耐震クラス	S	A	B																																																																				
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																			
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																			
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																			
	屋外の受変電設備基礎 ※ 本工事 ・ 別途工事				太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数																																																																		
	動力機器（電動機など）への接続 ※ 本工事 ・ 別途工事				<table><tr><th rowspan="2">用途</th><th>特定の施設</th><th>一般の施設</th></tr><tr><td>（極めて重要な太陽光発電システム）</td><td>（通常の太陽光発電システム）</td></tr><tr><td>用途係数</td><td>1.32</td><td>1.0</td></tr></table> 備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。		用途	特定の施設	一般の施設	（極めて重要な太陽光発電システム）	（通常の太陽光発電システム）	用途係数	1.32	1.0																																																									
用途	特定の施設	一般の施設																																																																					
	（極めて重要な太陽光発電システム）	（通常の太陽光発電システム）																																																																					
用途係数	1.32	1.0																																																																					
	電話保安器用接地 ※本工事 ・ 別途工事				27 特定天井への対応		天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																																																
③	電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(F P)及び耐熱ケーブル(H P)はシースに耐熱性ポリエチレンを用いたものとする。		28	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。（ボール型照明についてはJIL1003を適用とする。） 風速(Vo)： ・ 38m/sec（ ・ コンクリート柱 ・ テレビアンテナ ・ 避雷針 ・ 太陽光電池アレイ ・ ） ・ 60m/sec（ ・ ボール型照明 ・ ） 地表面粗土区分： ※ Ⅲ																																																																	
④	電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ プライマ処理後指定色塗装（2回塗り） ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は単層管（タイプ－25）とする。		機器 取 付 高																																																																			
5	呼び線	長さ1 m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。																																																																					
6	フラッシュプレート材質	・ 樹脂製 ○ 新金属 ・ ステンレス																																																																					
7	カバープレート	用途別表示としてシール等を貼付する。																																																																					
8	接地極	※ 下記による。なお接地棒E Bの長さは1,500mmとする。 <table><tr><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr><tr><td>共同接地</td><td>E A E D</td><td>10 Ω 以下</td><td>E B (14 φ) x 3 連－2組</td></tr><tr><td>A 種</td><td>E A</td><td>10 Ω 以下</td><td>E B (14 φ) x 3 連－2組</td></tr><tr><td>B 種</td><td>E B</td><td>200 Ω 以下</td><td>E B (14 φ) x 3 連－2組</td></tr><tr><td>C 種</td><td>E C</td><td>10 Ω 以下</td><td>E B (14 φ) x 3 連－2組</td></tr><tr><td>D 種</td><td>E D</td><td>100 Ω 以下</td><td>E B (10 φ) x 1</td></tr><tr><td>雷保護</td><td>E L</td><td>10 Ω 以下</td><td>E P x 1</td></tr><tr><td>高圧避雷器</td><td>E L H</td><td>10 Ω 以下</td><td>E B (14 φ) x 3 連－2組</td></tr></table>		接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	共同接地	E A E D	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組	A 種	E A	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組	B 種	E B	200 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組	C 種	E C	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組	D 種	E D	100 Ω 以下	E B (10 φ) x 1	雷保護	E L	10 Ω 以下	E P x 1	高圧避雷器	E L H	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																				
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																																				
共同接地	E A E D	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																																																				
A 種	E A	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																																																				
B 種	E B	200 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																																																				
C 種	E C	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																																																				
D 種	E D	100 Ω 以下	E B (10 φ) x 1																																																																				
雷保護	E L	10 Ω 以下	E P x 1																																																																				
高圧避雷器	E L H	10 Ω 以下	E B (14 φ) x 3 連－2組																																																																				
9	埋設表示	・ 図面特記による。 雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・ 黄銅板製 ・ ステンレス製 上記以外の接地極及び地中配線の表示 80a x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中配線には電圧、線路長に關係なく標識シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。																																																																					
⑩	再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。		[1. 4. 3]																																																																			
11	絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。																																																																					
⑫	補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないらひ補修する。																																																																					
13	屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。（被柱金物は除く）																																																																					
14	結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。																																																																					
⑬	はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																																																					
16	あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。																																																																					
17	配線器具	タンブラースイッチは大角型通用形（ネーム入）とする。 壁付コンセントは原則として大角型通用形とし、通用形以外はプラグ付とする。 单相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																																																					
18	照明器具等の接地	接地線は原則として 1E 1.6mm以上（緑色）とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																																																					
19	照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15A以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																																																					
				高 知 市 都 市 建 設 部 公 共 建 築 課				工 事 名				春野あじさい会館エレベーター改修工事																																																											
								図 面 名				特記仕様書（2）																																																											
								更新日				2024.04.01																																																											
								作 図				年 月 日																																																											
								係				係 長 課長補佐 課 長																																																											
								打合せ日時				令和 年 月 日																																																											
								打合せ事項																																																															
								官公庁等名				打合せ日時 令和 年 月 日																																																											
								打合せ事項																																																															
								官公庁等名				打合せ日時 令和 年 月 日																																																											
								打合せ事項																																																															
								官公庁等名				打合せ日時 令和 年 月 日																																																											
								打合せ事項																																																															
								係				係 長 課長補佐 課 長																																																											
								打合せ日時				令和 年 月 日																																																											
								打合せ事項																																																															
								図 面 番 号				E - 02																																																											

エレベーター設備工事特記仕様書

1 工 事 仕 様			
	1 用 途	○乗用（トランク ・有 ○なし） ・人荷共用 ・寝台用 ・荷物用	
	2 形 式	○普及型（JIS記号 R6-2S-45） ・一般型 ・非常用	
	3 構 造	・機械室あり ○機械室なし	
	4 付加仕様	※車椅子用（視覚障がい者装置 ※あり ・なし） 赤外線ドアセンサー、キックプレート付、かご壁手摺三面取付、敷居隙間対策（隙間10mm）	
	5 機 構	○ロープ式 ・油圧式	
	6 速度制御方式	○交流可変電圧可変周波数制御	
	7 乗合方式	○乗合全自動 ・群乗合全自動 ・全自動群管理 ・単式自動式（荷物用）	
	8 速度、積載量、定員	積載量	4 5 0 k g
	停止箇所数、昇降行程	定 員	6人
	電動機	速 度	4 5 m / m i n
		停止箇所数	2か所
		昇降行程	3 . 6 m
		電 動 機	3相210V 出力2 . 3 kW程度
	9 乗り場	イ) 出入口寸法 高さ 2, 0 0 0mm 幅 8 0 0mm	
		ロ) 三方枠、幕板、扉の材質 及び 仕上げ	
		三方枠	○既設流用:現地ステンレス磨き ・鋼板製（塗装仕上げ 又は 化粧鋼板仕上げ） ・鋼板製 装飾用塩化ビニルシート貼
			全 階
		幕 板	・ステンレス製（・エッチング仕上げ ・鏡面仕上げ ・HR仕上げ） ○なし ・鋼板製（塗装仕上げ 又は 化粧鋼板仕上げ）
			全 階
		扉	・ステンレス製（・エッチング仕上げ ・鏡面仕上げ ・HR仕上げ） ・遮煙仕様（・特定・防火）設備 ○既設流用:現地化粧シート貼付・鋼板製 装飾用塩化ビニルシート貼
			全 階
		ハ) 敷居	○既設流用:現地品磨き
		ニ) 位置表示器	・幕板内組込 ○押し釦一体型（全階）
		ホ) 押し釦	※製造者標準仕様 ○ステンレス鋼板製ヘアライン仕上げフェースプレート ・非接触押し釦
		ヘ) 休止スイッチ	※設置する（1階乗場押釦プレート組込） ・設置しない
		ト) 戸形式	・二枚戸両引き式 ○二枚戸片引き式
		チ) 窓付戸	・要（・標準・大型窓）防火設備性能 ○不要
	10 か ご	イ) かご内寸法 開口 1 0 5 0mm 奥行 1 1 5 0mm 高さ 2 3 0 0mm（製造者標準）	
		ロ) 壁、扉 ※鋼板（化粧鋼板仕上げ） ・鋼板塩化ビニルシート貼	
		ハ) 操作釦 微小ストローク式（※製造者標準仕様 ○ステンレス製ヘアライン仕上げフェースプレート） ・非接触押し釦	
		ニ) 位置表示器 ○操作壁に組込型 ・出入り口上部 又は 前面袖壁（インジケータ ・LED式 ・液晶式）	
		ホ) 床仕上げ材 ・ゴムタイル（ mm厚） ○合成樹脂系タイル（2mm厚） ・タイルカーペット（ mm厚）	
		ヘ) 敷居 ※硬質アルミニウム製 ・ステンレス製	
		ト) 放送設備 ・設置する（非常放送） ○設置しない	
		チ) 天井仕上げ ※製造者標準仕様（○デラックス形 ・スタンダード形）	
		リ) 保護マット かご内壁 及び かご床マット ※要 ・不要	
		ヌ) 内鏡 ○ステンレス製 ・網入りガラス製	
		ル) 防犯窓 ・要（・標準 ・大型窓） ○不要	
		ヲ) 防犯カメラ ・要 ○不要	
		ワ) 手すり ○要（3面取付） ・不要	
	11 管制運転	○地震管制 ・S波 ○P波+S波	
		・自家発管制 ・自家 ・手動 ・自動 ・自動、手動併用	
		○火災管制 ・手動 ○自動 ・自動、手動併用	
		○停電時救出運転	
		○ピット冠水時管制運転	

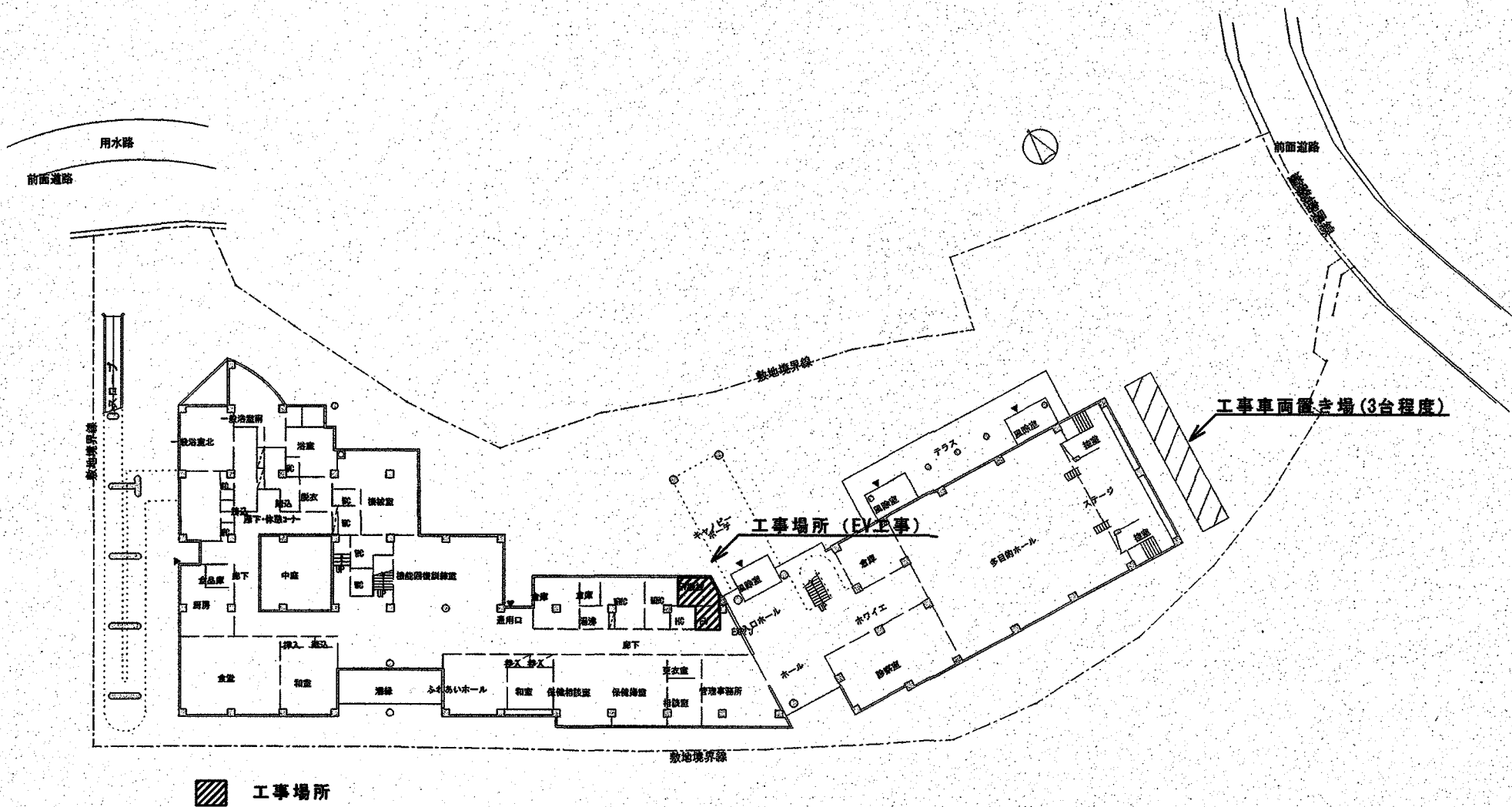
12 付加運転装置	○停電時自動着床装置（バッテリー内蔵型） ○遠隔監視機能（インターフェース）										
13 連絡装置	○故障、その他異常事態が発生した場合、かご内より下記親機の設置場所に連絡できるよう 同時通話インターホンを設ける。（予備電源付） インターホンの仕様は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）による。 <table><tr><td>台 数</td><td>設置場所</td></tr><tr><td>親機 1台</td><td>○ 1階 事務室 ・ 階 管理人室 ・ 階 弱電総合室</td></tr><tr><td>子機 1台</td><td>エレベーターかご内（身障者用については専用子機を＋1台）取付</td></tr></table> ・故障時に自動通報（メンテナンス会社等）が可能な機能を有する仕様とする。 ・上記以外への異報出力接点（○点） ・異常 ・地震					台 数	設置場所	親機 1台	○ 1階 事務室 ・ 階 管理人室 ・ 階 弱電総合室	子機 1台	エレベーターかご内（身障者用については専用子機を＋1台）取付
台 数	設置場所										
親機 1台	○ 1階 事務室 ・ 階 管理人室 ・ 階 弱電総合室										
子機 1台	エレベーターかご内（身障者用については専用子機を＋1台）取付										
14 監視盤（表示内容）	・有 ○なし イ）商用、自家用の識別表示。 ロ）各管制運転の運転中と完了表示 及び 操作スイッチ類。 ハ）かご位置を表示するインジケーター 及び 方向指示表示。 ニ）エレベーターの安全装置が作動したことを知らせる表示 及び ブザー（ブザー停止スイッチを含む） ホ）運転 及び 休止の切り替えスイッチ。 ヘ）故障警報リセット釦、ランプチェック釦（ただし、発光ダイオード表示の場合はラップチェックボタンを省略することができる） ト）設置場所 （ ） チ）形式 ・別途盤にはめ込み式 ・単独壁掛型 ・自立型										
15 制御盤	力率改善用絶縁トランス（高調波対策用）、騒音低減用リアクトル 及び ラジオノイズ対策用フィルターを内蔵する。										
16 工事範囲	項 目	建 築	電 気	空 調	E V						
	E V昇降路内荷重用フック、又はトロリービーム	—	—	—	○						
	レール固定用ファスナー取付	—	—	—	—						
	各階出入口開口（三方枠、敷居、固定用鋼材）	—	—	—	—						
	押釦用開口（ボード開口）	—	—	—	—						
	昇降路ビット防水施工	—	—	—	—						
	昇降路ビット内保守用コンセント	—	—	—	—						
	制御盤までの1次側電源工事（動力用3相200V照明用単相100V）	—	—	—	○						
	制御盤から監視盤までの信号線	—	—	—	—						
	商用電源、自家発電源識別無電圧接点の供給（2接点）	—	—	—	—						
	制御盤への放送回路の供給	—	—	—	—						
	制御盤への火災信号の供給	—	—	—	○						
	昇降路ビット内のタラップ	—	—	—	○						
	三方枠モルタルつめ	—	—	—	—						
	乗場防災防煙シャッター	—	—	—	—						
17 バリアフリー新法の適用	・基礎的基準 ※誘導的基準 ただし、高齢者・障害者対応エレベーターの音声コントロールパネルについては工事毎指定とする。										
18 その他	○聴覚障害者仕様（インターホン呼び出しボタン応答灯付） ・かご敷居ギャップ処理 ○音声合成オートアナウンス装置（4か国） ○点字銘板 乗場（全階）、かご内 ・銘板 ステンレス製エッチング色入れ ・250kg超え台車搬出入対応 ○マルチビームセンサ ○レールブラケット各階床部分取り付け（レールサイズアップ） ○標準取り付け ○適用耐震クラス ・S14 ○A14 ・遮煙機能付きエレベーター乗場戸 ○戸開走行保護装置										

高知市 都市建設部 公共建築課

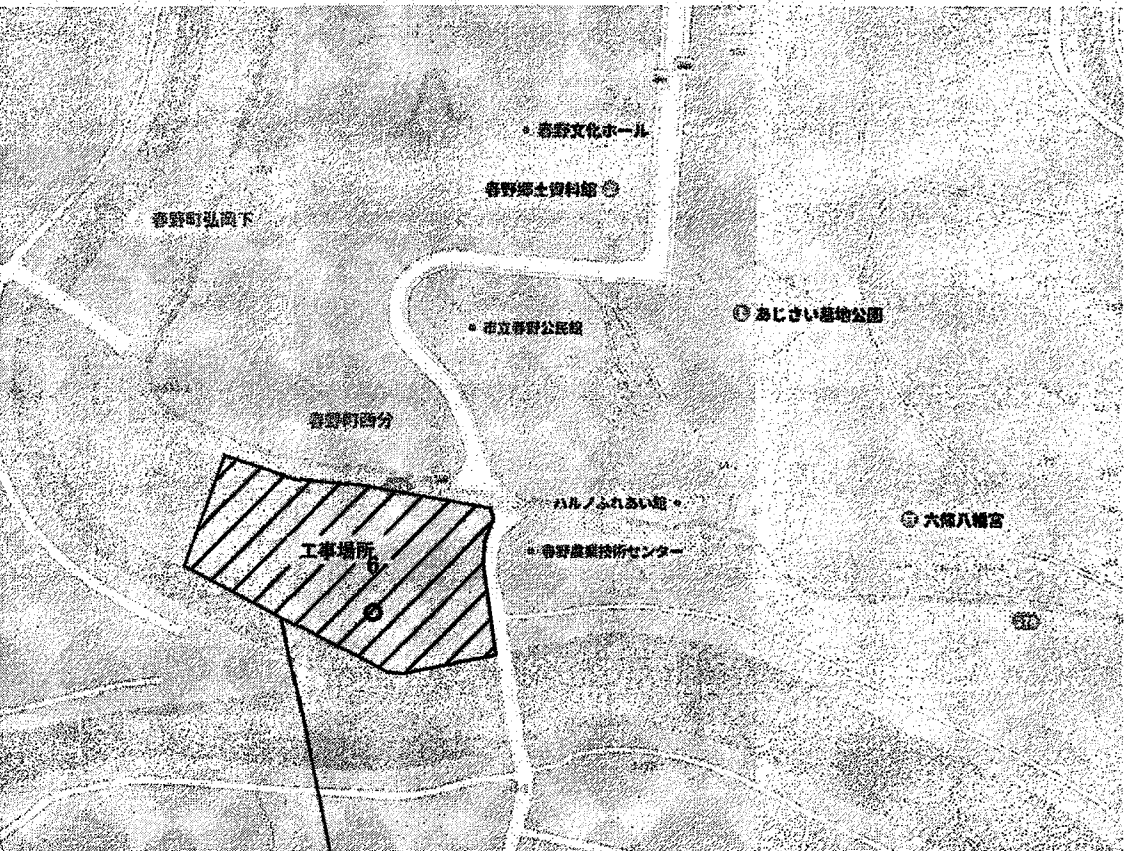
工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
春野あじさい会館エレベーター改修工事								E - 0 3
図 面 名	エレベーター設備工事特記仕様書	更新日	2022.8.1	作 図	年	月	日	

工事概要

- 1. 本館のエレベーターが老朽化しているため設備の更新を行い、利用者の安全確保及び環境改善を図る。
- 2. 油圧式エレベーター6人乗りからロープ式へ更新する。
- 3. 工事範囲は本体工事、電気設備、付帯工事（はつり、昇降路内の鉄骨部材の新設、仮囲い、撤去等）一切とする。
- 4. 工事日程については主管課、関係部署と協議し施設運営に支障のないように行うこと。
- 5. 撤去した機器の処分まで本工事で行うこと。
- 6. エレベーター改修に係る計画通知を行うこと。
- 7. 機器等の搬入・搬出経路には養生を行うこと。
- 8. 昇降機内部の清掃を行うこと。



配置図



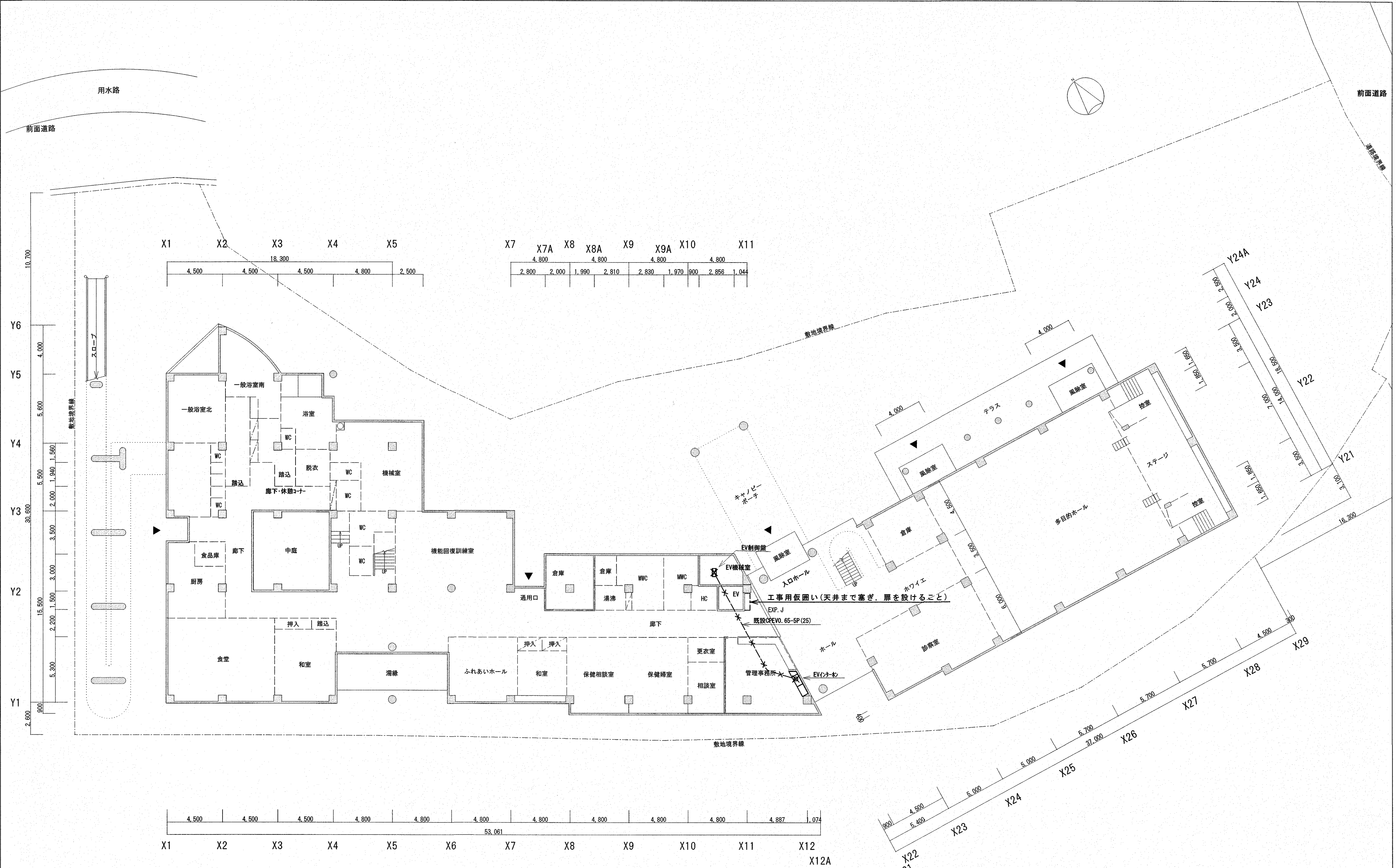
工事場所：春野あじさい会館
高知市春野町西分1番地1

付近見取り図

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

訂正	月. 日	川島設備設計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称	図面番号 E-04
				製図	担当	承認年月日	春野あじさい会館エレベーター改修工事	
							工事概要・配置図・付近見取り図	

縮尺
8=1/500



1 階平面図 S=1/200

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

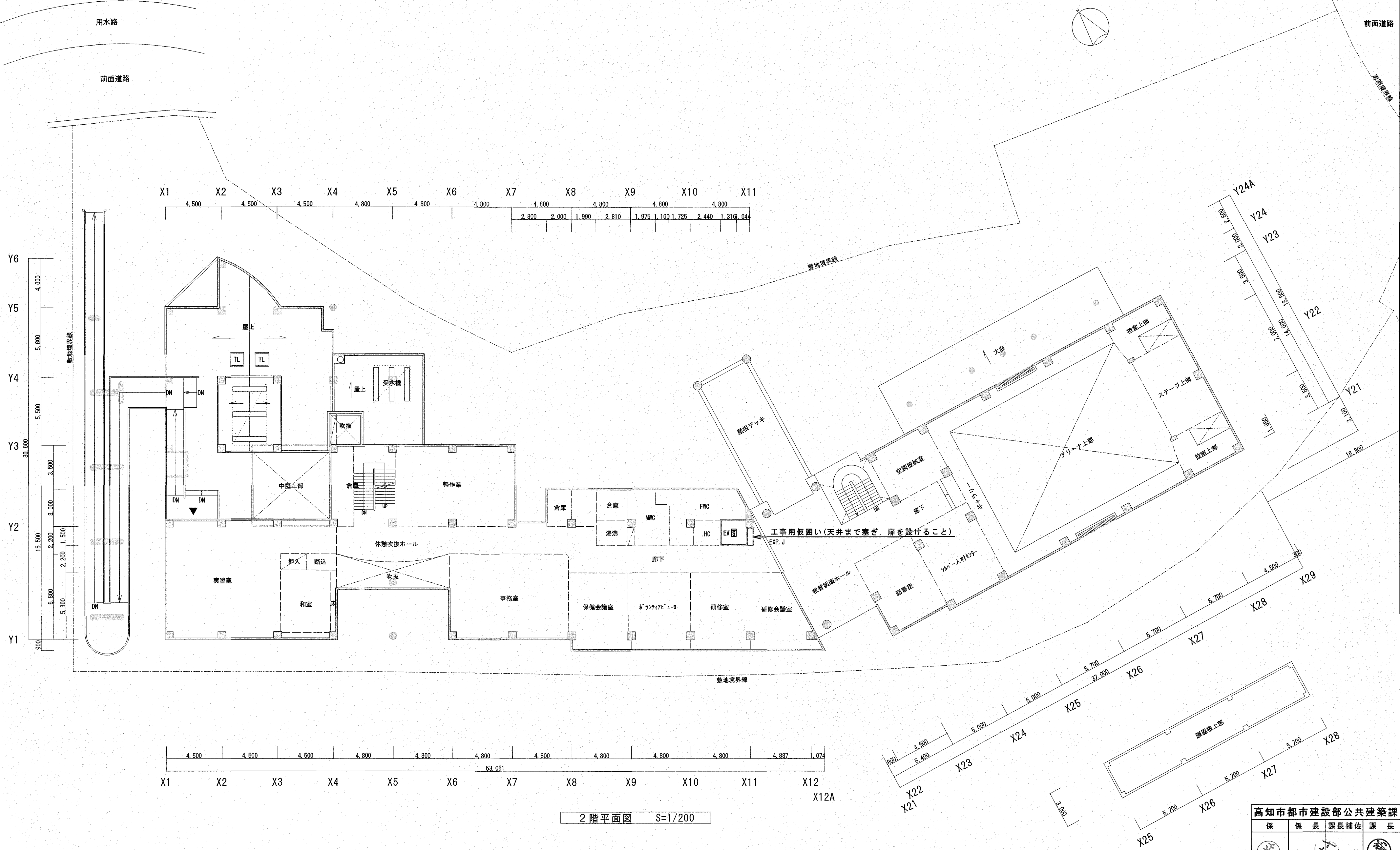
訂正	月 日

川島設備設計	設計年月日
	高知市神田1410-43 TEL 832-6965

設計	検図	承認印	工事名称
製図	担当	承認年月日	春野あじさい会館エレベーター改修工事
			改修前 1階工事範囲・電気設備平面図

図面番号	縮尺	E - 05
図面名称		

改修前

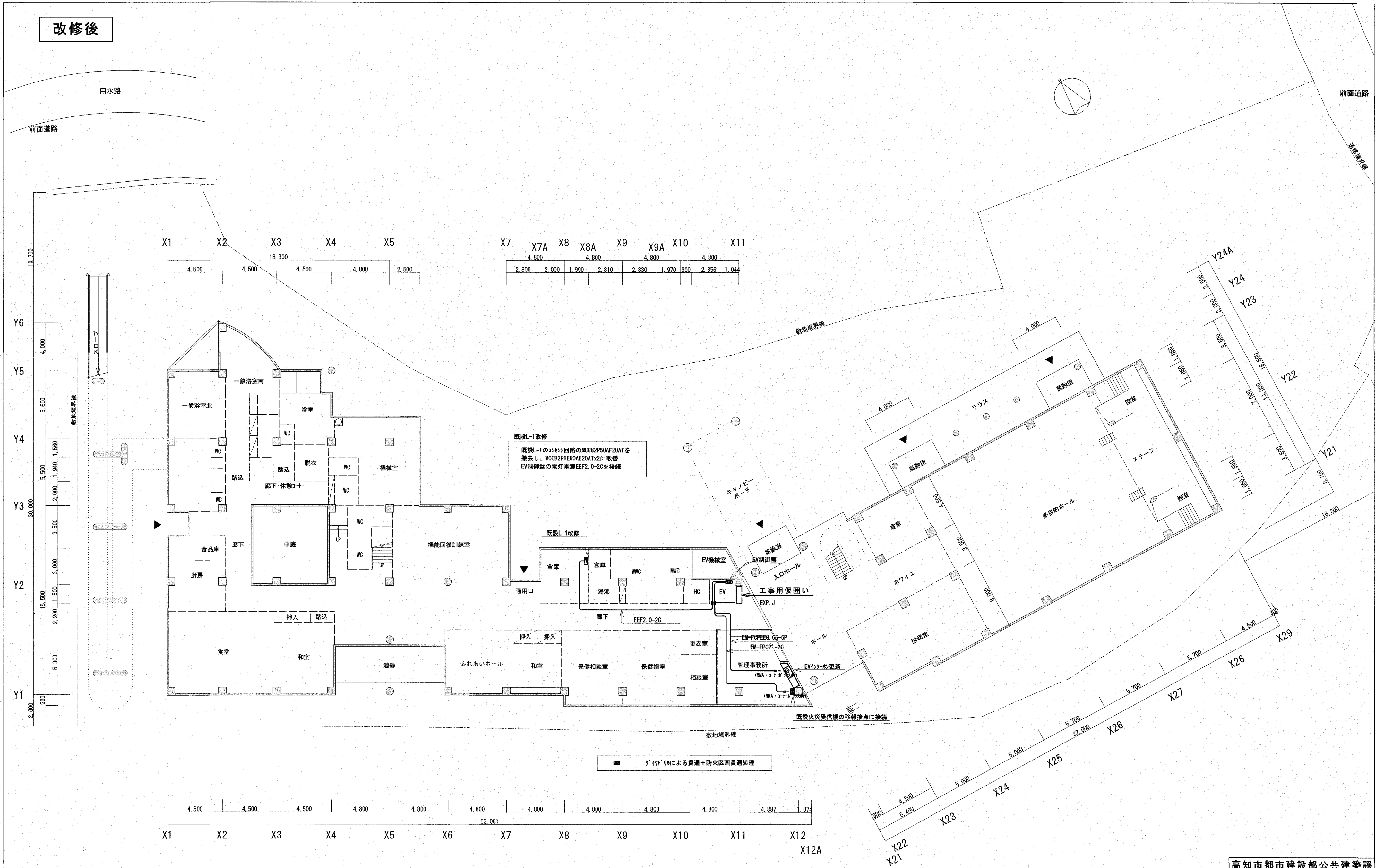


2 階平面図 S=1/200

高知市都市建設部公共建築課				
係	係 長	課長補佐	課 長	

訂正	月 日	川 島 設 備 設 計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年 月 日	設計	検図	承認印	工事名称 春野あじさい会館エレベーター改修工事 改修前 2階工事範囲・電気設備平面図	図面番号 E - 0 6
				製図	担当	承認年 月 日		

改修後

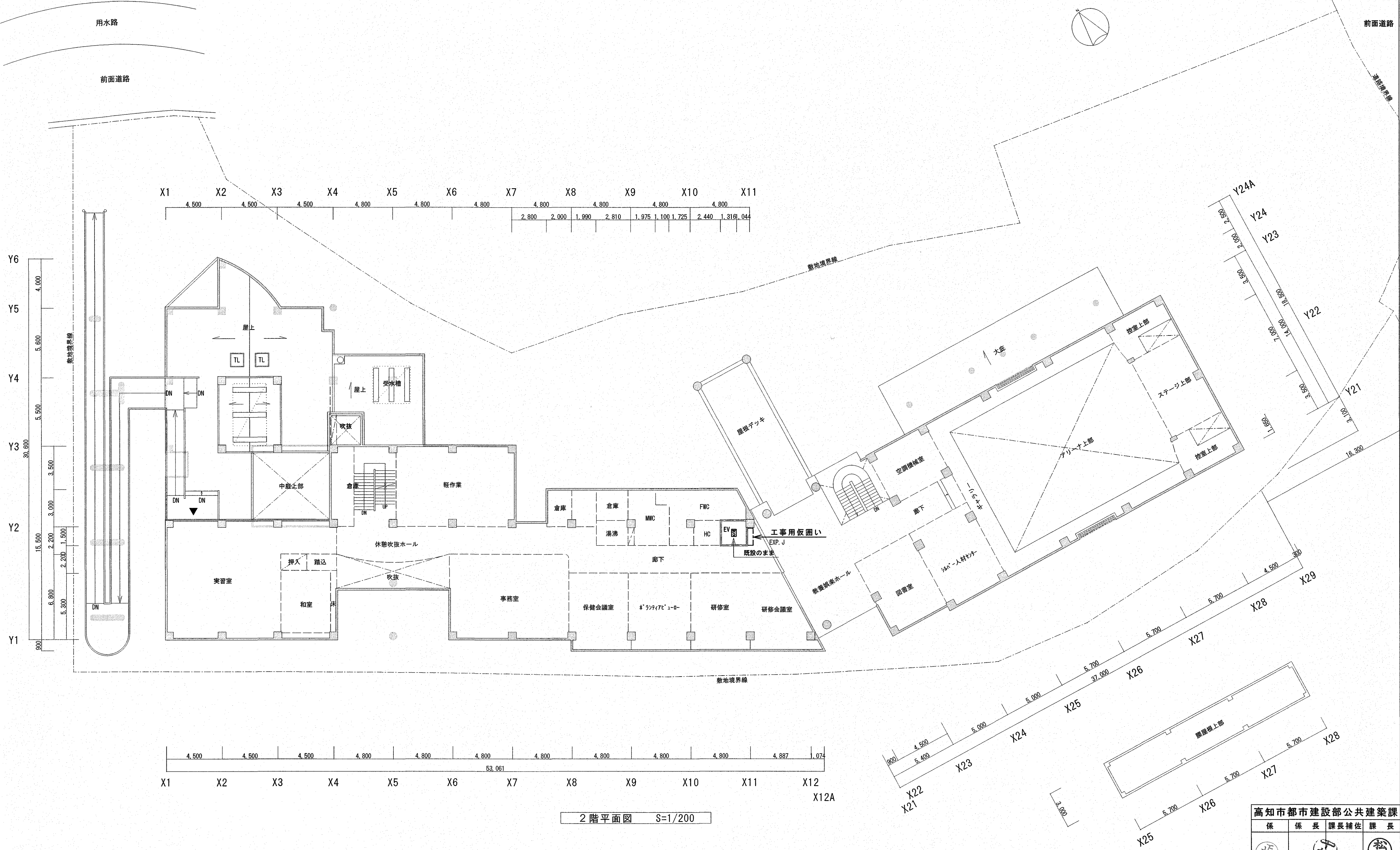


1 階平面図 S=1/200

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

訂正	月 日	川島設備設計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年月日 既設ST-2B	設計 製図	検図 担当	承認印 承認年月日	工事名称 春野あじさい会館エレベーター改修工事	図面番号 E-07
							図面名称 改修後 1階工事範囲・電気設備平面図	
							縮尺	

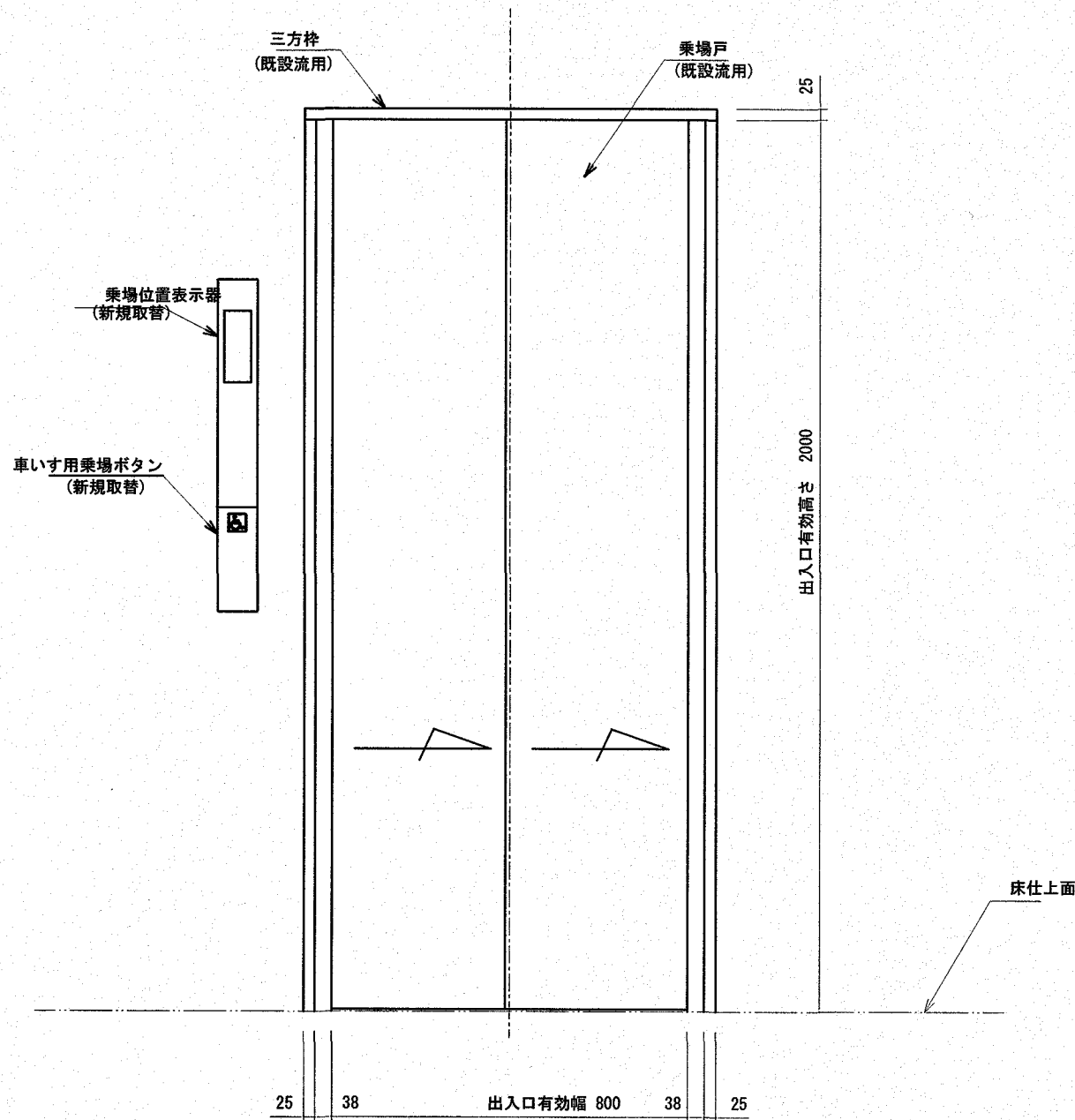
改修後



2階平面図 S=1/200

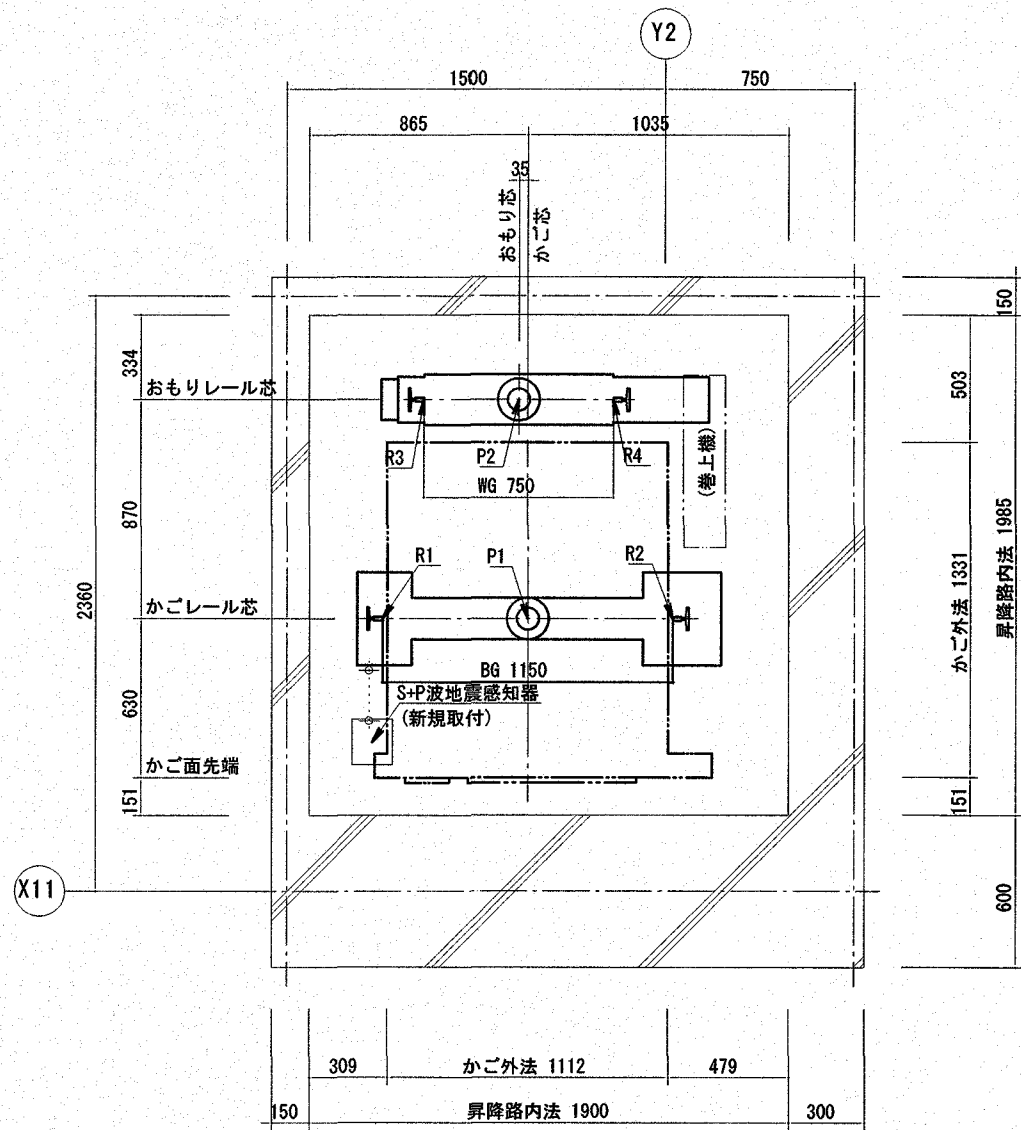
高知市都市建設部公共建築課				
係	係長	課長補佐	課長	

訂正	月 日	川島設備設計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称 春野あじさい会館エレベーター改修工事	図面番号 E-08
				製図	担当	承認年月日	図面名称 改修後 2階工事範囲・電気設備平面図	
							縮尺	



乗場正面図 S=1/15

意匠仕様	
三方枠	既設流用:現地ステンレス磨き(1,2階)
乗場戸	既設流用:現地化粧シート貼付(1,2階)
教居	既設流用:現地品磨き(1,2階)



昇降路平面図 (1/30)
(ビット)

レール下端部荷重(長期荷重)			
R1(kN)	R2(kN)	R3(kN)	R4(kN)
9.9	15.2	30.1	17.6

ビット荷重(短期荷重)	
P1(kN)	P2(kN)
49.3	39.8

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

訂正	月 日

川島設備設計

高知市神田1410-43 TEL 832-6965

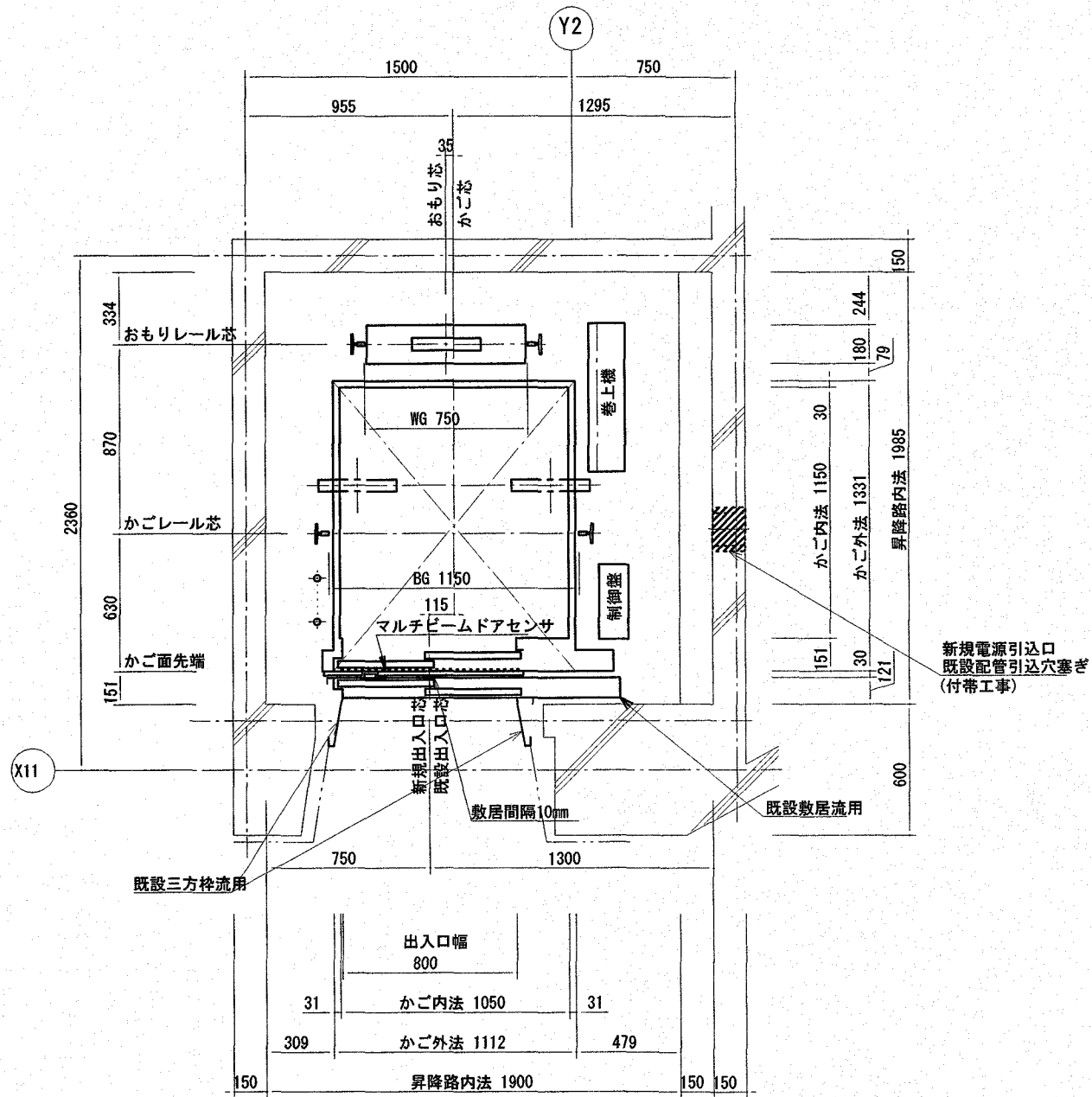
設計年月日	設計	校閲	承認印	工事名称	図面番号
	製図	担当	承認年月日	春野あじさい会館エレベーター改修工事 乗り場正面図・昇降路平面図(1)	
				縮尺	E-09

動力電源設備 (GVT電線使用時)

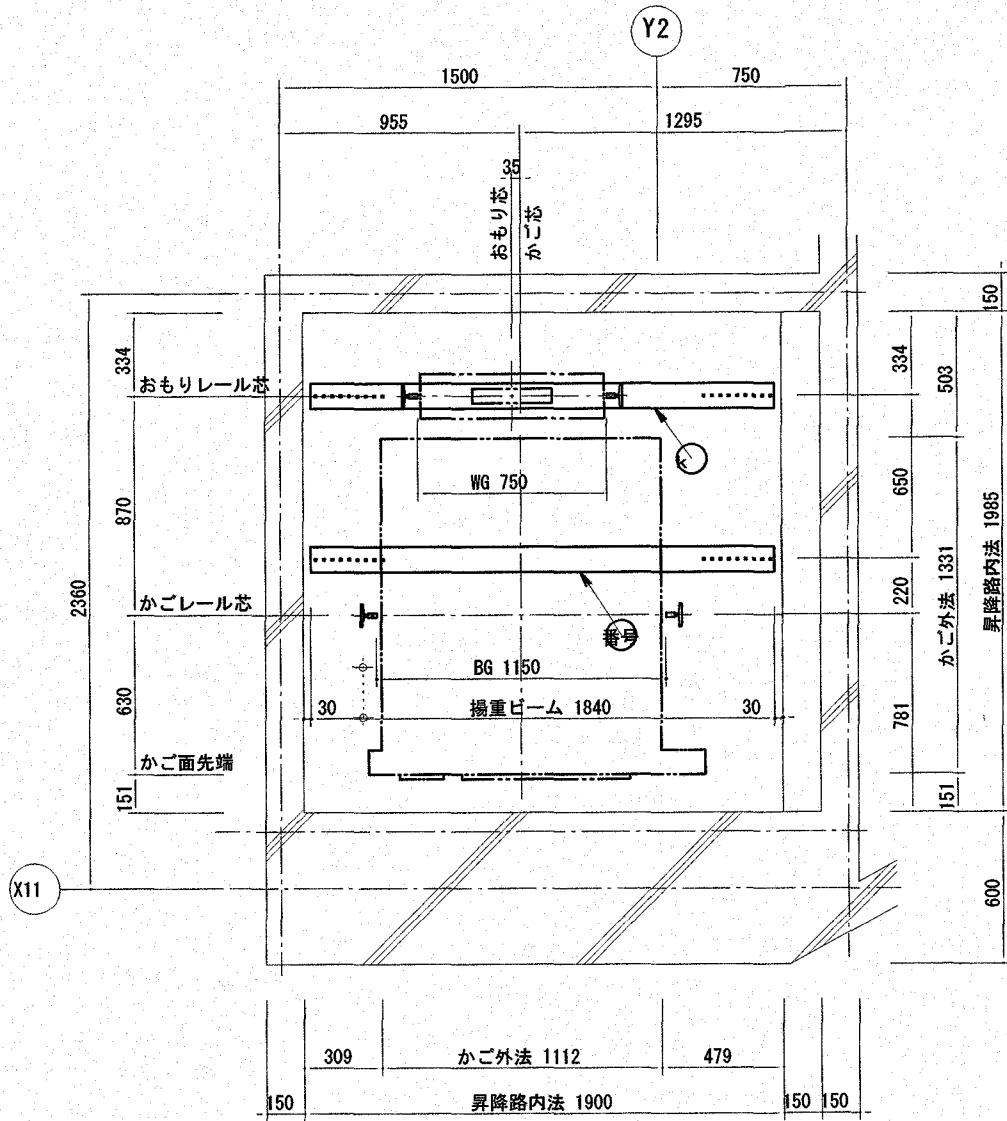
号機名	電源電圧 周波数	電動機容量	設備容量	電源側NF容量	感度電流値(*) 動作時間	電線サイズ	接地線サイズ
01	AC3φ210 V 60 Hz	2.3kW	3 kVA	40 AT	100 mA以上 0.2 秒以上	114 m まで 8 mm 2 197 m まで 14 mm 2 300 m まで 22 mm 2	3.5 mm 2

(*) 電源側に漏電遮断器を設置する場合

部材 記号	名 称	部 材	工事区分
k	揚重ビーム	H-100×100×6×8	EV工事(据付後撤去)



昇降路平面図(1/30)



昇降路平面図 (1/30)
(頂部)

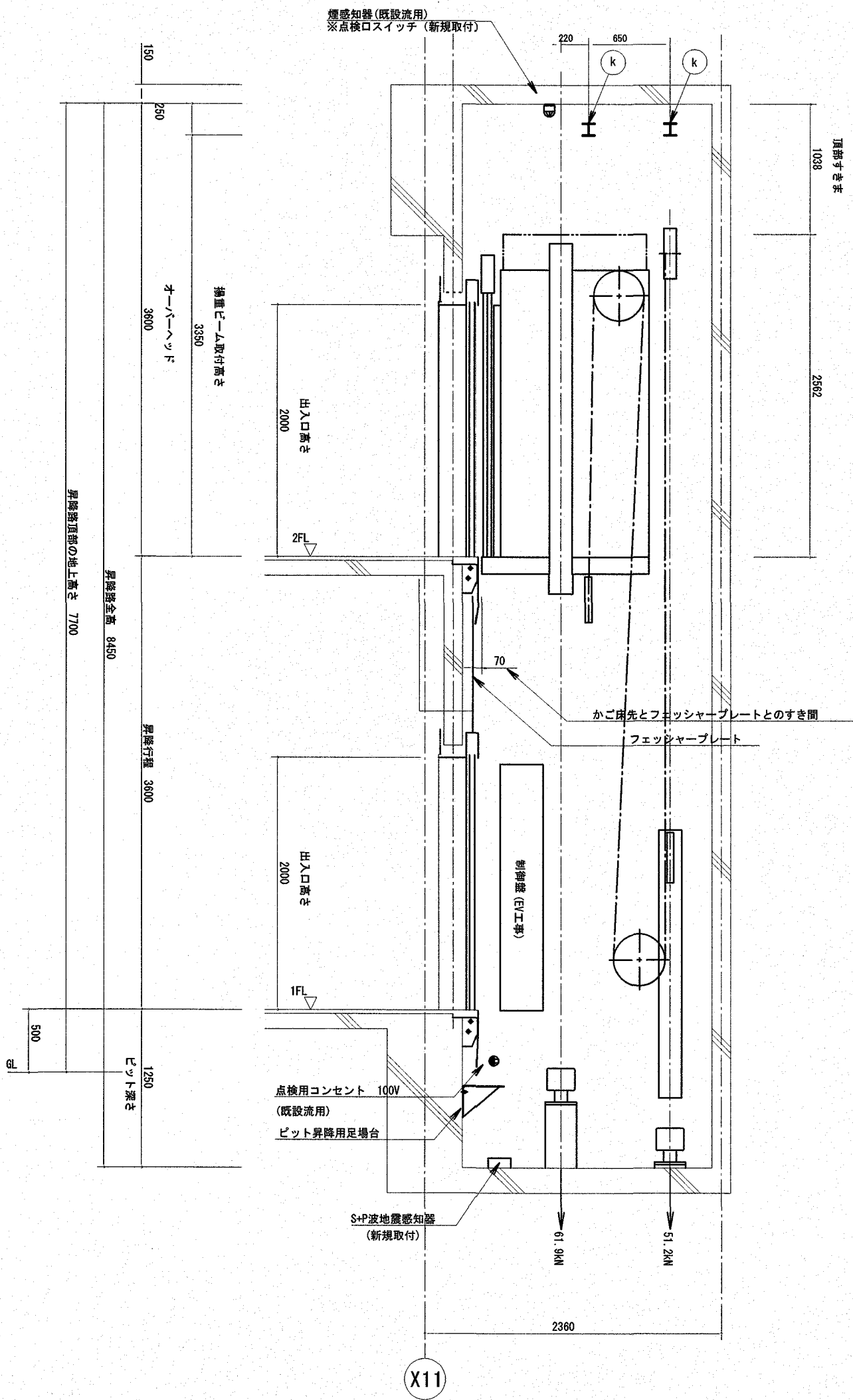
高知市都市建設部公共建築課			
係	係 長	課長補佐	課 長
係	係 長	課長補佐	課 長

訂正	月 日

川 島 設 備 設 計

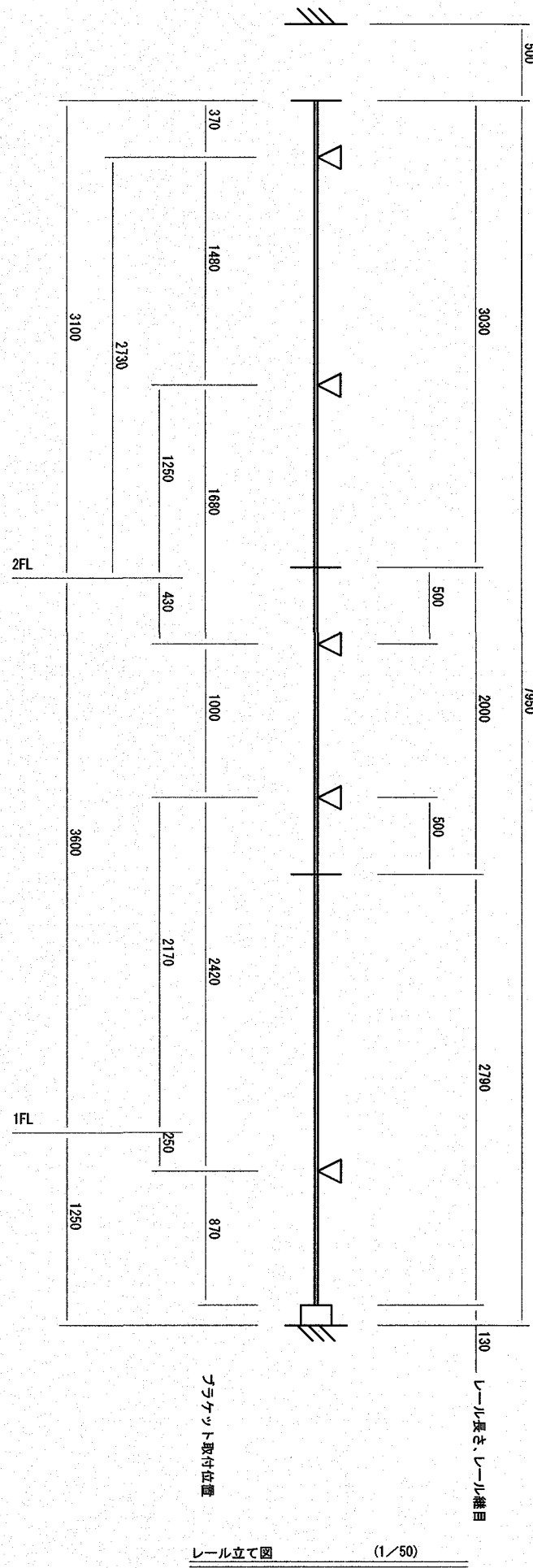
高知市神田1410-43 TEL 832-6965

設計年 月 日	設計	検 図	承認印	工事名称	図面番号
	製 図	担 当	承認年 月 日	審野あじさい会館エレベーター改修工事	E - 1 0
				昇降路平面図 (2)	縮尺



昇降路断面図 (1/50)

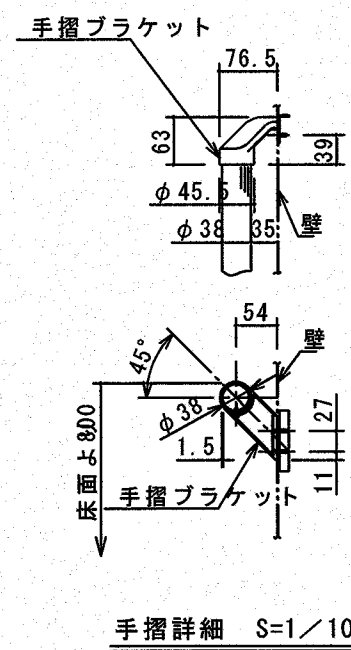
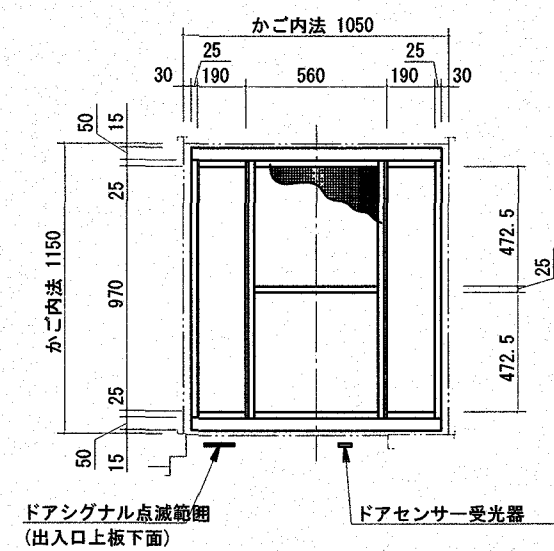
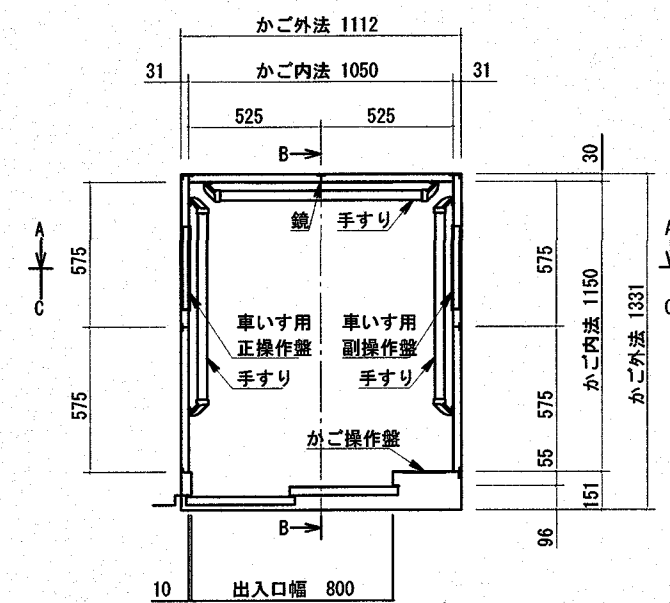
部 材 記 号	名 称	部 材	工 事 区 分
k	揚重ビーム	H-100×100×6×8	EV工事 (据付後撤去)



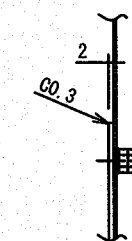
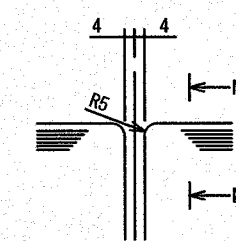
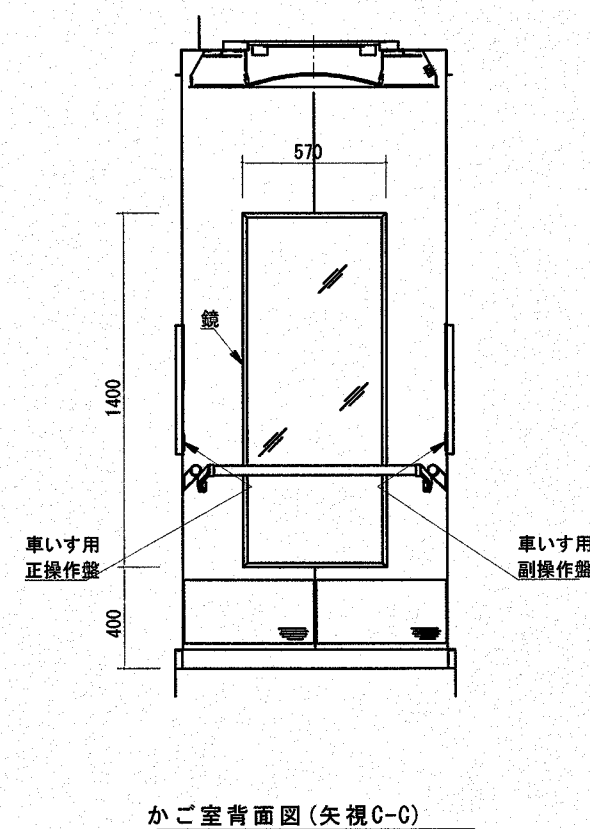
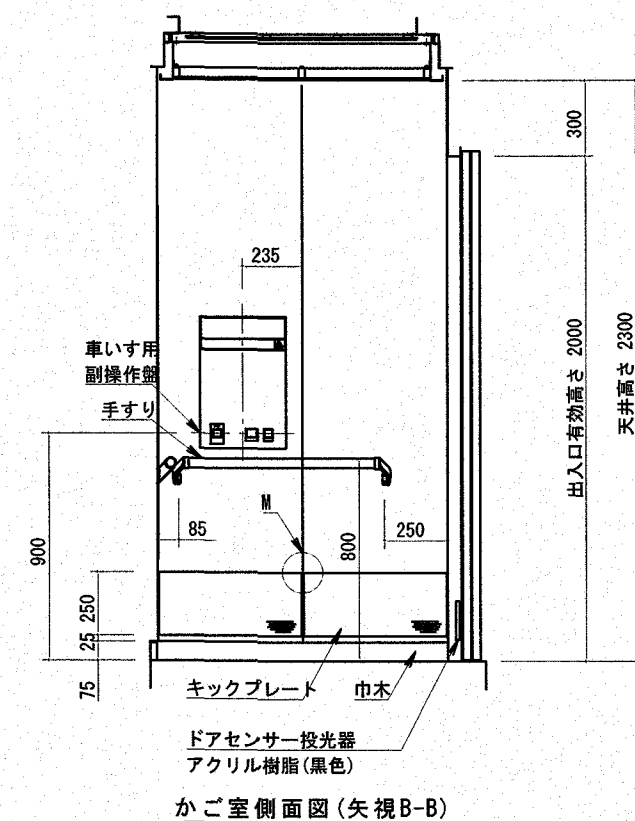
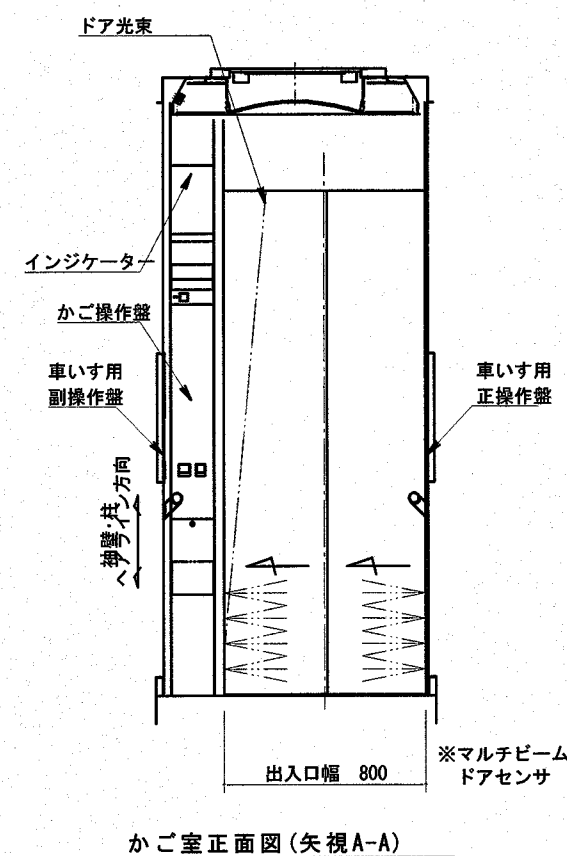
レール立て図 (1/50)

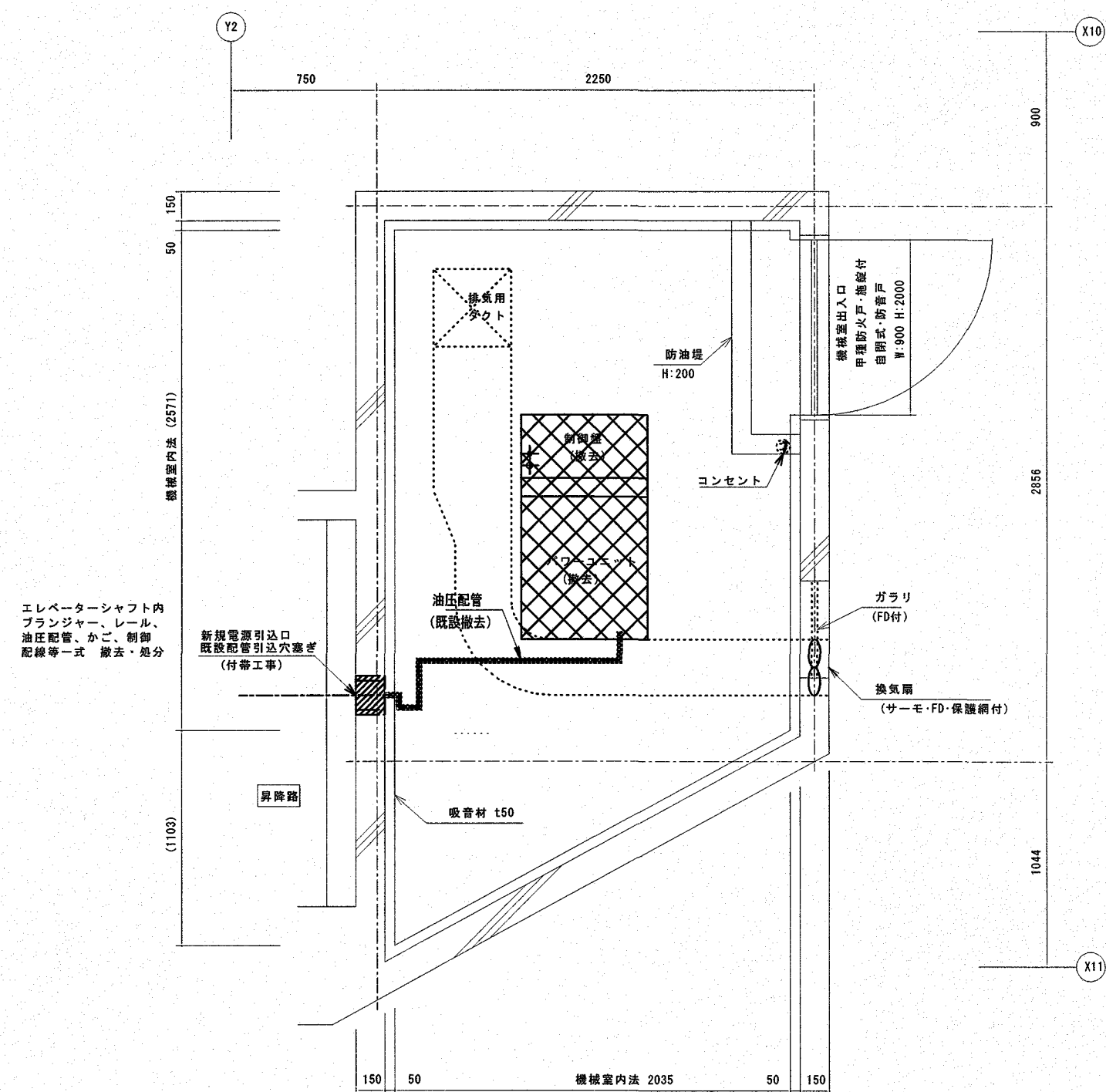
高知市都市建設部公共建築課				
係	係 長	課長補佐	課 長	

訂正	月 日	川 島 設 備 設 計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称 春野あじさい会館エレベーター改修工事	図面番号 E - 1 1
				製図	担当	承認年月日	図面名称 昇降路断面図	
							縮尺	



	意 匠 仕 様
天蓋	溶融亜鉛メッキ鋼板
吊天井	天井目地: アルミアルマイト(銀白色) 吊天井前後板: ステンレスヘアライン仕上
照明	乳白樹脂照明板(中央部のみ模様付) シルク印刷色: 白色 LED照明(白色)
停電灯	6V 10W×1灯
換気装置	ファン
壁	化粧鋼板仕上
出入口上板	化粧鋼板仕上
戸	化粧鋼板仕上
袖壁・柱	ステンレスヘアライン仕上
床仕上部	樹脂タイル t2
敷居	硬質アルミ製
巾木	アルミ製
手すり	ステンレス製パイプ: ヘアライン仕上(φ38) ブラケット: アルミダイカスト(銀色塗装)
鏡	ステンレス鏡面仕上 t2.5
キックプレート	ステンレスヘアライン仕上(ビス無)



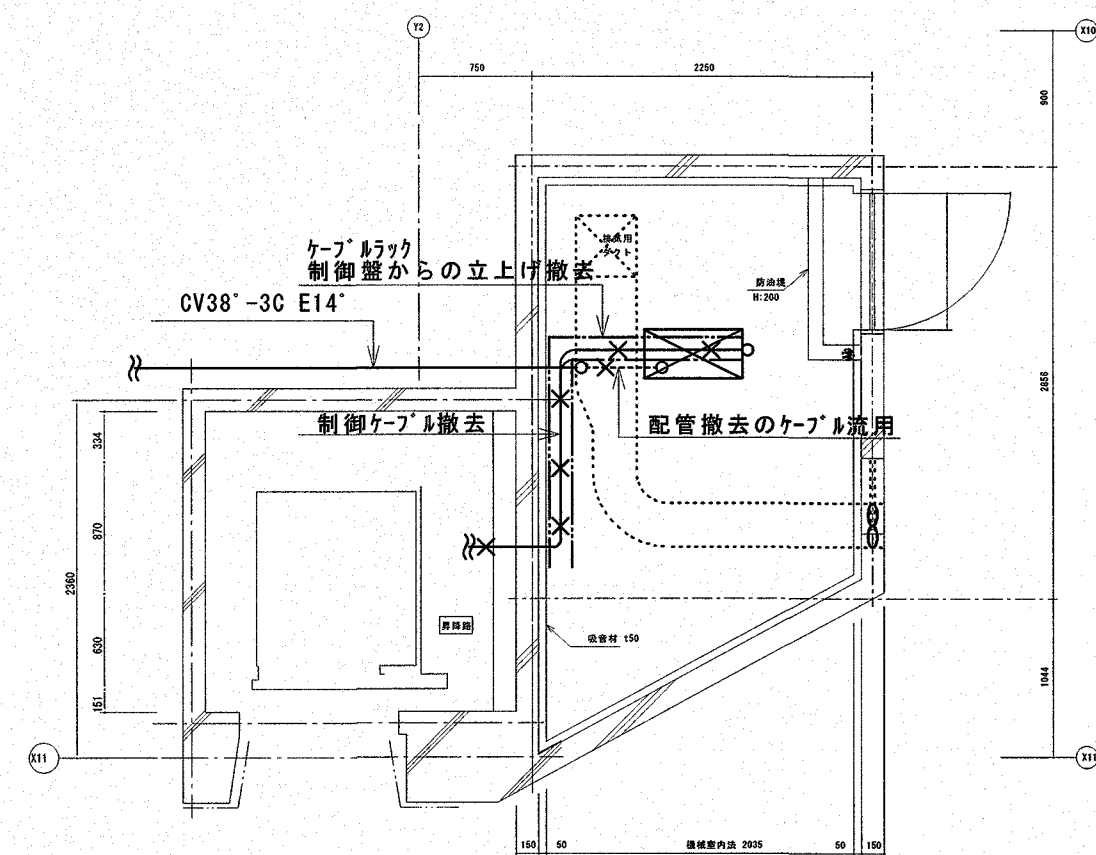


 : 撤去機器

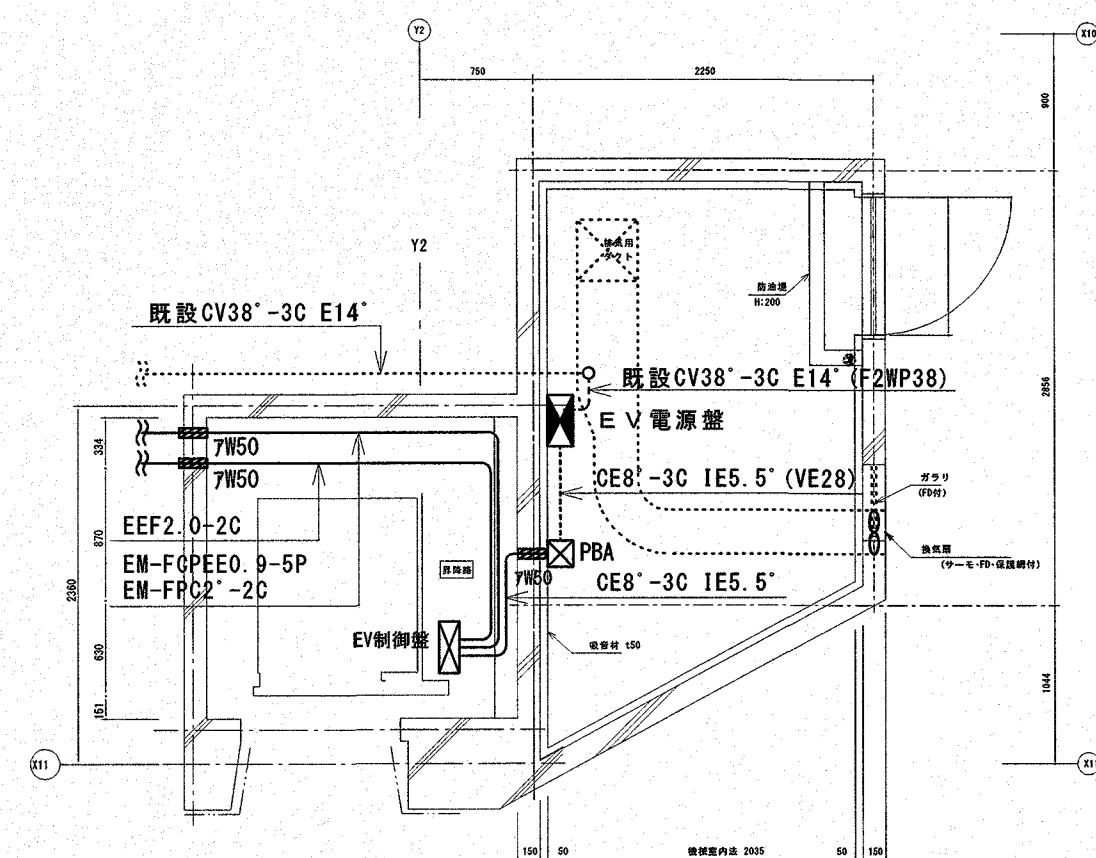
.....: 既設機器 (既存のまま)

号機名	電源電圧 周波数	設備容量	電源側N F容量
01	AC3φ210V 60Hz	15.0kW	125AT

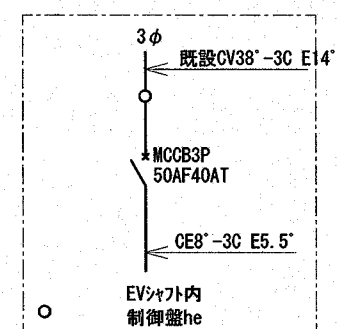
照明用電源AC1 ϕ 100V 60Hz (設備容量1kVA/台)



機械室電気設備撤去図 S=1/50



機械室電気設備改修図 S=1/50



E V 電源盤
鋼板製屋內露出型
新設

特記事項

外部への通報はLTE回線による
電源・弱電用配線については
監督員と協議により決定する。

☒ PBA	ﾌﾞﾛｯｸｽ 200x200x100 VE
☒ W	防火壁貫通部防火措置材 50, 75, 100
☒ 7W	ﾀｲﾃﾞｰﾙによる貫通+防火壁貫通部防火措置材 50, 75, 100

高知市都市建設部公共建築課			
係	係 長	課長補佐	課 長
			

訂正	月 日	川 島 設 備 設 計 高知市神田1410-43 TEL 832-6965	設計年 月 日	設計	検図	承認印	工事名称		図面番号 E - 13			
							春野あじさい会館エレベーター改修工事					
							製図	担当		承認年 月 日	図面名称	縮尺
										機器・配管撤去・電気設備撤去・更新図		